

わいせつ行為及び

セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けて

教職員の児童生徒に対するわいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメントは、その立場を利用して、児童生徒を対象に自己の性的な興味関心や欲望を満たそうとする卑劣かつ悪質な行為であり、事実を確認の上、厳正な処分を行います。

◆懲戒処分件数（過去10年間）

| | 学校種 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | 計 |
|------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|
| わいせつ | 小学校 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 2 | 2 | 2 | 1 | 12 |
| | 中学校 | 3 | 5 | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 | 4 | 5 | 2 | 26 |
| | 高等学校 | 1 | 4 | 3 | 5 | 2 | 2 | 4 | 2 | 3 | 1 | 27 |
| | 特別支援学校 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 2 | 1 | 0 | 6 |
| | 計 | 6 | 10 | 7 | 7 | 4 | 5 | 7 | 10 | 11 | 4 | 71 |
| セクハラ | 小学校 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 |
| | 中学校 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 5 |
| | 高等学校 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 0 | 2 | 0 | 2 | 1 | 12 |
| | 特別支援学校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| | 計 | 2 | 3 | 3 | 1 | 1 | 1 | 3 | 2 | 3 | 2 | 21 |

◆教職員に求められること

- ・ 児童生徒に対するわいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメントを「しない、させない、許さない」職場環境づくりに努める。
- ・ 職員と児童生徒との間で、電話や電子メール、通話アプリケーション、SNS等による私的な連絡等は行わない。

◆知っておくべき内容

- ・ 性に関する受け止め方には、個人差や性別、成長の違い等があることを認識し、不用意な言動をとらないことが大切です。
- ・ 特に、指導上の必要がないにもかかわらず、次に掲げることを行わないようにしなければなりません。
 - （１）容姿、服装等を話題にする。
 - （２）児童生徒の身体を眺める。
 - （３）児童生徒の身体に接触する。

◆もしも、わいせつ行為を起こしたら…

| 教職員本人 ・ 家族 | 児童生徒 | 学 校 |
|--|---|--|
| <p>■生計の道が絶たれてしまい、その後の雇用も難しくなります。 (官報掲載)</p> <p>■自宅への嫌がらせ、家族への取材などで、転居等をせざるを得なくなるかもしれません。</p> | <p>■被害児童生徒やその家族に対して、心身に深刻な傷を残すことになります。</p> <p>■被害児童生徒がPTSDを発症するなど、長期間、苦しむこととなります。</p> | <p>■学校への信頼が損なわれてしまいます。</p> <p>■年度途中で担任を変えなくてはならず、児童生徒、保護者に迷惑をかけます。</p> |

刑事上の責任

- 逮捕・検察庁送致・起訴。禁錮以上の刑（執行猶予を含む。）で失職となる。
- 警察からの報道発表では、氏名・年齢・学校名・職名・行為の内容等が公表される。

行政上の責任

- 道教委による懲戒処分及び公表（氏名・年齢・学校名・職名・事案の概要等）。
- 懲戒免職の場合、退職手当は不支給。

【教諭(40歳)の免職の例】

定年までの給料→▲1億5,000万円、退職手当不支給→▲2,200万円

民事上の責任

- 被害者への謝罪。慰謝料・示談金の支払いや、裁判となれば裁判費用・弁護士費用等も発生する。
- 示談金は、数百万円かかることがある。

その他

- 懲戒免職（禁錮以上の刑による失職の場合も含む。）となると、教育職員免許状は効力を失う。
- 新聞やインターネット等で氏名などが掲載されると、家族等にも影響が及ぶ。
- 勤務校においては、保護者説明会、全校集会等が開催され、児童生徒や保護者、同僚に多大な迷惑がかかる。被害生徒等に対する精神的ケアなどの二次被害防止対策とともに、マスコミ取材にも追われる。地域からの信用も失い、高校等では生徒募集にも影響が出る。